

平成28年9月12日  
日本学術会議事務局  
管理課用度・管理係

## 調 達 公 告

件 名	日・イスラエルワークショップ「サンゴ礁における生物多様性」業務支援
ボックス番号	②
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
履 行 期 限	契約締結日から平成28年12月2日(金)
見 積 提 出 期 限	平成28年9月21日(水)12:00まで (郵送の場合は9月20日(火)18:00まで)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・ 管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 参宮、小畠
仕様書問合せ先	内閣府日本学術会議事務局参事官(国際 業務担当)国際協力担当  TEL03-3403-5731
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①参加資格：平成28・29・30年全省庁統一参加資格 「役務の提供等」A～D等級に格付けされている者 ②参加者は、見積り書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする ③その他：別添の「オープンカウンター方式について」を参照

## 日本・イスラエルワークショップ「サンゴ礁における生物多様性」支援業務仕様書

### 1. 件名

日本・イスラエルワークショップ「サンゴ礁における生物多様性」支援業務

### 2. 目的

日本学術会議では、イスラエル科学人文アカデミー(IASH)、沖縄科学技術大学院大学(OIST)及び日本学術会議協力学術研究団体である日本サンゴ礁学会と共催し、日本・イスラエルワークショップ「サンゴ礁における生物多様性」を開催する。

両国の専門家を迎え、地球規模での気候変動や海洋の酸性化が、サンゴ礁の生態系に与える影響についての議論を行う。本会議では、互いの知見の共有化を図ると共に、持続可能な地球環境推進のため、本分野において優先的に進めるべき研究項目を探り、世界各国におけるサンゴ礁の危機的現状とその緩和策について、各方面の認識を高める。

本業務は、本会議を円滑に開催するための運営支援を行うことを目的とする。

### 3. 会議概要

#### (1) 会議の名称

日本イスラエルワークショップ「サンゴ礁における生物多様性」

#### (2) 開催期間

平成 28 年 11 月 29 日(火)から平成 28 年 12 月 2 日(金)まで

#### (3) 開催場所

沖縄県国頭郡恩納村、那覇市

#### (4) 参加予定者

海外講演者等 8 名 (イスラエル科学人文アカデミー)

国内講演者等 16 名程度

一般参加者 30 名程度

※人数は変更する場合あり

#### (5) 実施主体

主催 日本学術会議

共催 イスラエル科学人文アカデミー、沖縄科学技術大学院大学(OIST)、日本サンゴ礁学会

#### (6) 会場での使用言語

英語(同時通訳なし)

### 4. 業務履行期間

契約締結日から平成 28 年 12 月 2 日(金)まで

### 5. 業務概要

#### (1) 事前準備業務

#### (2) 車両借上及び手配等業務

#### (3) レセプション等手配等業務

#### (4) 会場・機材借上及び手配・設置等業務

#### (5) 会議運営業務

#### (6) エクスカーション手配等業務

6. 会議等日程（予定）

日時	日程	場所	移動手段	乗車人数	
11月29日 (火)	12:30	那覇空港 発	那覇空港	<u>借上車両</u>	12名
	14:00	昼食	リザンシーパークホテル谷茶ベイ	↓ 車両	
	15:30	エクスカーション①	沖縄科学技術大学院大学	↓	
	18:00	夕食 (※夕食後、そのまま宿泊)	リザンシーパークホテル谷茶ベイ (※宿泊先)	↓	
11月30日 (水)	8:00	ホテル 発	リザンシーパークホテル谷茶ベイ	<u>借上車両</u> (ホテル借上)	12名
	8:15	会議会場 着		↓	
	9:00 ～ 12:00	会議 Day I (コーヒーブレイク)			
	12:00	昼食	沖縄科学技術大学院大学		
	13:00 ～ 17:00	会議 Day I (コーヒーブレイク)			
	18:00	会議会場 発		<u>借上車両</u> (ホテル借上)	12名
	18:15 18:30 ～ 20:00	レセプション会場 着 <u>レセプション</u> (※レセプション後、そのまま宿泊)	リザンシーパークホテル谷茶ベイ (※宿泊先)	↓	
12月1日 (木)	8:30	ホテル 発	リザンシーパークホテル谷茶ベイ	<u>借上車両</u>	15名
		エクスカーション②	琉球大学熱低生物圏研究センター瀬底研究施設	↓	15名

12月1日 (木)	12:00	<u>昼食</u>	(昼食会場)	<u>借上車両</u>	15名
		<u>エクスカーション③</u>	海洋博公園、沖縄美ら海水族館		15名
	16:30	ホテル 着 (※チェックイン後出発)	西鉄リゾートイン 那覇(※宿泊先)		15名
	17:00	ホテル 発			
	17:15	会議会場 着	ホテルサンパレス 球陽館		15名
	17:30	<u>夕食</u>			
	18:00 ～ 20:00	<u>会議 Day II</u>			
	20:30	会議会場 発			15名
20:15	ホテル着	西鉄リゾートイン 那覇(※宿泊先)	▼		
12月2日 (金)	5:30	ホテル 発	西鉄リゾートイン 那覇	<u>借上車両</u>	12名
	6:00	那覇空港 着	那覇空港	▼	

※業務の対象箇所について、太字下線引きとしている。

※現時点での日程案であり、日程・人数・時間等の変更があり得るため、発注者と協議して適宜対応するものとする。

## 7. 業務内容

受注者は、本業務の遂行に当たり、日本学術会議事務局担当者(以下「発注者」という。)と十分な打合せと連絡調整を図り、本会議の関係機関及び関係者とも協力しながら、以下のとおり各業務を実施する。

契約締結日から1週間以内実施計画書及び体制表を作成し、発注者の了承を得ること。

なお、受注者は、契約締結後、本業務に係る発注者との間の連絡担当者1名を決め、発注者との連絡・調整に当たらせること。

### (1) 事前準備業務

#### ① 講演者の事前準備にかかる手続き・手配

##### (a) 国内講演者等から入手する情報

氏名、敬称、所属先情報と肩書き、参加可能な日程及び会場までの交通手段、連絡先メールアドレス、緊急連絡先情報、アシスタントの氏名及び連絡先メールアドレス、食事制限の有無(有の場合、制限内容詳細)を英語で入手する。

##### (b) 海外からの講演者から入手する情報

国内からの講演者から入手する情報に準じた情報を発注者から提供する。

##### (c) 講演者等情報のとりまとめ

(a) (b) で入手した情報を参加者リストとして、会議 Day I、会議 Day II 会議別にそれぞれ Excel ファイルにとりまとめ、管理を行う。

発注者からの求めに応じ、参加者リストの最新版を発注者及び共催団体の関係者と共有する。

講演演題、講演の際に参加者へ配布する資料の有無(有の場合はその電子媒体)、及び講演の際に投影する資料の有無(有の場合はその電子媒体)を取りまとめる。

また、講演の際に投影する資料の電子媒体及び講演の際に配布する資料について、資料の授受を行う。資料は、会議 Day I、会議 Day II の会議別にそれぞれ取りまとめを行い、発注者の指示のもと、発注者及び共催団体の関係者と共有する。

## ②会議資料の作成業務

全体プログラム及び会議に関する情報(宿泊ホテル、夕食会、会議会場、レセプション及びエクスカーション)や日本国内での移動に関するロジ関連の情報を取りまとめた資料(英文)の電子ファイルを作成する。

会議 Day I および Day II のそれぞれの会議については、会議のプログラム及び会議参加者のリストをそれぞれ会議ごとに英文の電子ファイルで作成する。

資料は、11月11日(金)までに発注者の了承を得た上で、11月14日(月)までに発注者、共催担当者及び国内講演者等へ送付する。

海外講演者等へは発注者より送付する。変更等が生じた場合には、随時更新し、発注者の了承を得た後に、発注者及び共催団体と共有する。

## (2) 車両借上及び手配等業務

期間中における海外からの会議参加者等の移動のため、下記の行程にかかる車両の借上及び手配等を行う。

日程は6. のとおりだが、日程については変更があり得るため、その都度、発注者と協議して、適宜対応するものとする。

借上車両については、個別に指定するものを除き、車両の指定はないが、会議参加者等を安全かつ円滑、効率的に輸送できる車両の選定及び運行ルートの設定を行うとともに、運行状況を的確に把握し、行程をできる限り遅延なく実施できるよう、配慮すること。

車両の配車計画を11月11日(金)までに提出し、発注者の了承を得ること。また、前日までに発注者に車両のナンバー等を連絡すること。

車両の借上費用、移動・待機に伴う有料道路料金及び駐車料金にかかる費用は受注者が負担する。

### ①11月29日(火)

(a) 行程: 那覇空港 → リザンシーパークホテル谷茶ベイ(往路のみ)

(b) 乗車人数: 12名

### ②11月30日(水)

(a) 行程: リザンシーパークホテル谷茶ベイ → 沖縄科学技術大学院大学(往復)

(b) 乗車人数: 12名

(c) 借上車両: ホテルの準備するバスを借り上げる。(ホテル車借上費用 2台/1,000円/往復)

### ③12月1日(水)

(a) 行程: リザンシーパークホテル谷茶ベイ → 琉球大学熱低生物圏研究センター瀬底研究施設 → (ランチ会場) → 海洋博公園、沖縄美ら海水族館 → 西鉄リゾートイン那覇 → ホテルサンパレス球陽館 → 西鉄リゾートイン那覇

(b) 乗車人数: 14名

(c) 借上車両: 14名が同一車両に乗車できるバスを借上・手配すること。

### ④12月2日(木)

(a) 行程: 西鉄リゾートイン那覇 → 空港(往路のみ)

(b)乗車人数:12名

(3)レセプション等手配等業務

下記のレセプション、昼食、夕食会にかかる会場準備、メニュー及び会場の手配等を行う。  
下記のレセプション、昼食、夕食会にかかる費用は受注者が負担する。

①レセプション:

(a)場所:リザンシーパークホテル谷茶ベイ

(b)日時:11月30日(水)18時30分~20時頃まで

(c)人数:20名程度(予定)

(d)予算:5,000円/人(飲料分含む。税・サービス込)

(e)発注者が会場を確保しているが、受注者は会場の手配に必要な手続きがある場合は、発注者の指示のもと、その手続きを行う。

(f)会場準備のため、会場担当者で連絡・調整を行う。

②昼食

(a)場所:目的地移動中又はエクスカージョン会場又はその近辺で昼食会場を事前に選定し、発注者の了承をとった上で、予約等の手配を行うこと。なお、宗教上の制約を考慮し、会場及びメニューを選定すること。

(b)日時:12月1日(木) 12時から13時頃まで予定

(c)予算:1,500円程度/人(飲料分を含む。税・サービス込)

(d)人数:15名程度

③夕食会

(a)場所:ホテルサンパレス球陽館

(b)日時:12月1日(木)17時30分から18時頃まで

(c)人数:25名程度(予定)

(d)予算:2,000円/人(飲食分含む。税・サービス込)

(e)発注者が会場を確保しているが、受注者は会場の手配に必要な手続きがある場合は、発注者の指示のもと、その手続きを行う。

(f)受注者は、会場担当者で連絡・調整のうえ、食事制限、宗教上の制を考慮しメニューを手配する。

(4)会場・機材借上及び手配・設置等業務

下記の会場、音響映像器・事務機器等機材の借上及び手配等を行う。

手配等に必要な手続きがある場合は、発注者と協議のうえ、その手続きを行う。

会場、機材の借上及び設置等にかかる費用は受注者が負担する。

①会場借上

(a)行程:会議 Day II

(b)場所:ホテルサンパレス球陽館

(c)日時:12月1日(木)17時30分から20時30分まで

(d)会場借料費用:35,000円(税込)

②会場の事前設営

当日事前にできる会場等の設営・準備を行う。

会場担当者で連絡・調整のうえ、レセプション会場、夕食会会場のセッティングの確認を行う。

(a)行程

i)レセプション((3)①)

ii)夕食会((3)③)

(b)場所

i) リザンシーパークホテル谷茶ベイ

ii) ホテルサンパレス球陽館

(c) 日時

i) 11月30日(水)18時30分以前(レセプション開始前までに行うこと。)

ii) 12月1日(木)17時30分以前(夕食会開始前までに行うこと。)

③音響映像機器、事務機器等機材の借上・手配・設置等業務

会場備え付けの音響映像機器に加えて、必要な以下の機材(基本的に会場備え付けの機材を借り上げることを手配・借上し、発注者の指示に従って設置する。会場準備のため、必要に応じ、会場担当者との連絡・調整を行う。)

(a) 行程: 会議 Day II

(b) 場所: ホテルサンパレス球陽館

(c) 日時: 12月1日(木)17時30分から20時30分まで

(d) 借上機材及び費用

- ・プロジェクター(会場備え付け) 使用料 10,000円(税込)
- ・スクリーン(会場備え付け) 使用料 5,000円(税込)
- ・マイク2本(講演者用、司会者用)(会場備え付け) 使用料 無料
- ・講演者席(会場正面)で講演者がプレゼン用に使用するPC

(e) 会議室前に「会議名を記載した看板」を設置する。

(看板は会場備え付けのものを使用する。)

④会場設営、片づけ、原状回復等業務

夕食会及び会議 DAY II について、発注者の指示に従い、会場担当者との調整のうえ、会場設営等を行う。

(a) 夕食

発注者の指示に従い、会場担当者との調整のうえ、机・椅子・夕食の手配等の確認を行う。また、片づけ等原状回復を行う。

(b) 会議 DAY II

発注者の指示に従い、会議会場の担当者との調整のうえ、机・椅子、ネームプレート、マイク、プレゼン用 PC 等の音響映像設置、案内板の設置、片づけ等原状回復を行う。

(5) 会議運営業務

① 講演者等の受付、会場への案内を行う。

② 講演者のプレゼン資料投影サポートを行う。

③ 講演中の者に対し講演の残時間の通知を行う。

④ 一般参加者の誘導を行う。

⑤ その他、必要に応じ発注者の指示に従い、会議運営の補助を行う。

(6) エクスカーション手配等業務

下記エクスカーションにかかる入場チケット等の手配を行う。

施設への入場にかかるチケットを事前に購入し、発注者の指示する日時までに受け渡すこと。

下記エクスカーションの入場チケット料、駐車料金等にかかる費用は受注者が負担する。

なお、施設内への同行はしない。

・エクスカーション③

(a) 時間: 13時～16時を予定(所要時間: 2時間)

(b) 場所: 海洋博公園、沖縄美ら海水族館

(c) 住所: 沖縄県国頭郡本部町字石川 424 番地

(d) 人数: 15名程度

## 8. その他

- (1) 受注者は、発注者との連絡を密にすることとし、疑義が生じた場合には、発注者と協議し、解決を図るものとする。本仕様書に記載していない事項については、発注者と受注者とが協議の上、決定する。
- (2) 本仕様書に定めた業務は、現時点で想定される内容であり、今後、業務を実施・運営する上で、業務内容及び数量の追加若しくは変更等の必要が生じた場合には、発注者に報告の上、その指示にしたがうこと。
- (3) 受注者は、不測の事態により、発注者から指示した日までに業務を完了することが困難になった場合には、速やかにその旨を発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受注者は、成果物として提出した電子データが正しく読むことができないなど、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読めるように入力し直すなど補修しなければならない。また、本業務完了後1年以内に受注者の責により誤り等が判明した場合には、発注者が指定する日時までに指示内容を修正するものとする。
- (5) 受注者は、本業務で知りえた公開情報を除く情報、資料等は本業務内でのみ活用するものとし、他の業務では一切使用しないこと。また、本業務完了時にはそれらの資料等を返却すること。
- (6) 本業務を実施するにあたって、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (7) 関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- (8) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。  
※URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>
- (9) 本契約の履行過程で生じた成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (10) 受注者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。
- (11) 受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、自らの責任と負担とにおいて一切の処理を行うものとする。
- (12) 提出する電子データについては、Microsoft Word 2013、Microsoft Excel 2013、Microsoft PowerPoint 2013、Adobe Acrobat Reader 11.0 にて閲覧・編集が可能なファイル（図、画像などを含む）とすること。なお、これによりがたい場合は、あらかじめ発注者と調整すること。
- (13) 印刷用紙などは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」適合商品であること。



## 個人情報取扱特記事項

## (個人情報保護の基本原則)

1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (業務従事者への周知)

3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

## (適正な管理)

4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (再委託の制限等)

5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## (収集の制限)

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (利用及び提供の制限)

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写、複製の禁止)

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

## (廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去しなければならない。

## (事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。